

## 犯罪被害者支援業務処理要領

### 1 目的

この要領は、香川県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する標記業務（以下「本業務」という。）を適正かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 電話相談及び面接相談

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）からの相談を受理し、刑事手続、被害回復に関する法律手続、犯罪被害者等に生じやすい心理状態等の情報を提供する。

#### (2) 直接支援

犯罪被害者等に寄り添い、直面している問題の解決を図るため、相談員が犯罪被害者等の自宅に出向き、相談対応や病院、警察、裁判所等への付き添い、生活支援等の直接支援を行う。

#### (3) 広報啓発活動

地域社会や職域において、犯罪被害者等が抱える困難や思いについて理解を深め、犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運を醸成するため、犯罪被害者等による講演会の開催やキャンペーン等の広報啓発活動を行う。

### 3 委託条件

#### (1) 共通

- ・ 犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算しておおむね3年以上の者又は犯罪被害者等早期援助団体において犯罪被害相談員の職務を補助した期間が通算しておおむね3年以上の者が在籍していること。
- ・ 委託業務は、犯罪被害者支援に精通した者に従事させること。
- ・ 犯罪被害者等の秘密を厳守すること。

#### (2) 業務別

##### ア 電話相談

- ・ 専用の電話によって実施すること。
- ・ 原則として、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に定める）国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。以下同じ。）の午前10時から午後4時までにおいて行うこと。

##### イ 面接相談

- ・ 実施に当たっては、それに適する必要にして十分なスペースを確保すること。
- ・ 原則として、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までにおいて、予約の上行うこと。

##### ウ 広報啓発活動

- ・ 犯罪被害者等による講演会を年2回以上開催すること。

- ・ キャンペーン等による街頭での広報活動を年3回以上参加する等し、犯罪被害者支援を内容とするリーフレット等を配布すること。
- ・ 他機関等が主催する各種研修会等に職員を派遣し、犯罪被害者支援に関する講話を年5回以上実施すること。

#### 4 備付簿冊

下記簿冊を備え付け、委託業務完了後の翌年から起算して5年間保存するものとする。

- (1) 業務日誌
- (2) 相談記録及び直接支援記録
- (3) 広報啓発活動関係記録

#### 5 業務実施状況報告

乙は、毎月の業務実施状況報告について、別記様式1、2により、翌月5日までに、甲に報告するものとする。